

生活保護費の国庫負担率引下げに関する緊急要望

生活保護制度は、憲法第 25 条が保障する生存権の最後の拠り所としての役割を果たしており、生活保護法第 1 条においても国の責務が明確に規定され、その財源については、本来、国が全額を義務的に負担すべきものである。

ところが、国においては、昨年引き続き「三位一体の改革」の名のもと、生活保護費国庫負担率を 4 分の 3 から大幅に引き下げる見直しの検討を未だ強引に進めている。

これは、地方自治体の独自性や創意工夫を促すことを目的とする同改革の趣旨に沿わないばかりか、単に地方自治体の財政負担の増加をもたらすものに過ぎず、本年 7 月 21 日には、大都市民生主管局長会議として断じて容認できない旨を、さらに、同月 28 日には、指定都市市長会としても、これは単なる国の責任放棄であり、国の歳出削減を地方にしわ寄せするものと言わざるを得ないと断固反対してきたところである。

また、生活保護費国庫負担率の引下げが、保護費の執行の適正化に何ら寄与しないことは過去の事例からも明らかであることから、制度創設から半世紀を経過した今日の社会経済状況等の変化を踏まえ、被保護者の自立支援施策の充実等をはじめ、時代に即した制度に改善されるよう提案したところである。

さらに、先般、政府に提出した「国庫補助負担金等に関する改革案」においても、生活保護費国庫負担金については、地方 6 団体の総意を持って、廃止を提案しないものとしたところである。

国においては、法が定める趣旨を十分認識され、平成 17 年度以降についても現行の国庫負担率の堅持とともに、今日の状況に即した制度改正に取り組まれるよう、重ねて強く要望する。

平成 16 年 10 月 13 日

指 定 都 市